

平成31（2019）年度第1回伊丹市男女共同参画審議会

議事録

【開催日時】 令和元年（2019年）年5月31日（金） 午前10時～12時

【開催場所】 伊丹市役所 議会棟3階 議員総会室

【出席委員】 西尾委員、武本委員、石崎委員、加藤委員、山中委員（以上5名、順不同）

【欠席委員】 乾委員（以上1名）

【事務局】 多田市民自治部長、浜田共生推進室長、松本同和・人権推進課長、同和・人権推進課職員

【関係者】 田中共生推進室男女共同参画担当主幹

【署名委員】 石崎委員、加藤委員

【傍聴者】 0人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 諮問
- 6 委員及び職員紹介
- 7 会議録署名人の指名
- 8 傍聴定員の決定及び傍聴者の入場
- 9 議題
 - (1) 第3期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について
（第2期計画における取組状況の検証）
 - (2) その他
- 10 次回の日程について
- 11 その他連絡事項
- 12 閉会

【会議内容】（要旨）

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長及び副会長の選出
 - ・会長に西尾委員、副会長に武本委員をそれぞれ選任。
- 5 諮問
 - （諮問の後、次の公務のため、市長退席）
- 6 委員及び職員紹介
- 7 会議録署名人の指名
 - ・西尾会長より、石崎委員と加藤委員を指名）
 - ・傍聴要領（案）の承認
- 8 傍聴定員の決定及び傍聴者の入場
- 9 議題
 - (1) 第3期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について
（第2期計画における取組状況の検証）
（事務局より、DVに関する現状と第2期計画の概要と取り組みの進捗状況、今後のスケジュール等について説明、質疑、意見交換）

会長：本日の協議を、第3期計画案へ反映していくので、ご意見、ご質問等をお願いしたい。

■若年層への教育・啓発について

副会長：これからの重点目標として、中学生、高校生・大学生への教育としてとても高く評価する。被害者は「自分が受けているのはDVではない」と考えている人もいる。そうではなく、どこでも起こっていることと知ってもらいたい。そういった気づきが遅いため、後手後手に回ることが多い。最近、子の目の前で暴力を振るうケースが多く、これにより、子どもが傷つくことにつながる。一方では、父親と一緒にあって、母親をいじめる・バカにするといった案件もある。子自身も、加害者になっていることに慣れてしまい、その子が大人になった時、DV加害者になるといった負の連鎖が起こってしまう。そういった意味でも、小さい時からの教育は非常に大事なので、積極的に取り組んで行ってほしいと考える。

■子どもへのケアについて

委員：子どもたちへの啓発、予防が効果的と考える。また、DVを受けた被害者（子どもたち）へのケアがどうしても後回しになっている気はする。（被害者は）とりあえず、

逃げた先での生活をしていくことで精一杯になっている。子どもたちは、一緒にいても「親に見てもらっていない」という気になっているのではないかと思う。
もっと、学校の先生とかが「危機管理」を行っていただきたい。

■面会交流について

委員：子どもの親権をめぐる対立が多く、伊丹市では、何年か前に面会交流の際に、事件が起こっている。こういったことから、「面会交流の場所」について、今はF P I C（公益社団法人 家庭問題情報センター。以下、「F P I C」という。）などの利用か、個人的に誰かを頼るしかないが、そこで危険にさらされる。市の方で、有効な支援の方法や検討ではなく、具体的な方法が必要ではないか。今後、新たに第3期計画で何をするかを入れていく必要がある。

委員：DVで逃げた先では、まずは母親のケアを一番に考えてしまい、（子どもへのケアについて）直接関わっている私達も気をつけていかないといけないと日々感じている。面会交流にしても、加害者と直接会わないような面会場所を設定することに関して、何か施策か取り組みができればと思っている。また、施設でもF P I Cを利用した方はいるが、以前、大阪の弁護士が、「DVの家族はF P I Cを使用させてもらえない」みたいなことを言われていたことがある。じゃあ、どこで面会すべきなのかという問題が出てくる。公的にそういう場所があればと思う。

副会長：F P I Cの件で、DVの案件で自分もあったが、加害者がF P I Cの職員を激しく非難したことがあった。そのため、F P I Cとしては、支援できないといったことが1件あったが、私自身はそれ以外、拒否されたケースはない。
F P I Cでは、お金がかかることや、期間制限もある。伊丹市は、いろんな公共的な施設もあるので、面会交流についての支援を検討いただければ、非常に心強い。

■住居の確保に係る支援について

副会長：第2期計画で、課題に残ったものとして、「一時保護所を退所後の住居の確保に係る支援」などの4点について、具体的には、どのようなことを考えているのか。

事務局：一時保護所の住居の支援については、資料1-3の計画の取り組み評価（案）の中で、「公営住宅等へ優先入居などの条件整備」のうち、「市営住宅における被害者の優先入居制度活用に関する条件整備と緩和」では、優先枠設定を継続しているため、「△」となっているが、以下2つの項目「公営住宅の広域活用のシステムについて県、他自治体への働きかけ」と「民間住宅の家主等に対する被害者の入居の協力への働きかけ」では「×」となっている。DV被害者は、市内から市内への転居と

いうことは、危険性を伴うため、しない。そのため、「ステップハウス」としては他市の公営住宅を、となるが、なかなか難しいようである。

■住居の確保に係る支援、民間支援団体・企業との連携、自助グループの支援について

事務局：「民間支援団体と協力」については、団体とのパイプはないが、「自立相談課」という生活困窮者支援制度の担当課が設置されて以降、連携して住宅確保に努めている。

「自助グループ、サポートグループの活動支援」については、伊丹市ではグループを把握できていないが、神戸市、尼崎市とかのセンターでは、NPO法人による講座などを行っている。伊丹市でも、女性・児童センターでそういった企画を検討したが、人口規模的な問題もあり、人が集められなくて断念したことがある。

「民間企業との連携」については、啓発については、「働きかけ」は、「○」、「収集・整備」については、「×」となっている。企業との連携についても、今後の課題と考えている。

また、神戸や尼崎市のNPO法人などと連携できればとも考えている。もちろん、市が主催するDV防止セミナーでは、市外のNPO法人の方をお呼びして講演等を行っている実績はある。

副会長：伊丹市で被害を受けた方の支援についての質問だが、他市との連携という意味で、DVネットワークは市内にあるが、阪神間や県レベルでそういったネットワークやシステムはあるか。

事務局：県下の配偶者暴力相談支援センターが集まる連絡会議が、年2回ある。何年前かに、住宅確保の問題が議題にあがり、県で調査するということがあったが、その後、動きはない状態である。今回いただいたご意見をふまえて、何かできないかと投げかけていければ思う。

副会長：企業への働きかけというところで、(企業の経営者は)「自分の会社の従業員に、DV加害者がいるはずがない、関係ない」という認識の方が多いと思う。DV加害者の特徴として、外面がよくて、職場や近所では「とても優しい」といった評価の人が、ほぼ100%と言ってもいい位多い。

最近、警察のDVに対する問題意識が高まり、逮捕・拘留されて初めて、経営者側が知り、驚くことが結構ある。

経営者側としても、従業員が逮捕・拘留される間、その人の仕事が止まったら、別の人がしないといけない、などといったデメリットもあると思うので、経営者の方に、会社では何も問題ない従業員が、DV加害者で、ある日突然逮捕されることが

あるということ、上手く働きかけることができればと思う。

委員：自助グループの活動は、なかなか難しく、人が来ないのは当たり前。誰も来なくても2年、3年と続けていかないと効果がない。体調が悪かったり、忙しかったりする人が計画的には来られないし、来ても、同じ人だったりする。また、どんなに多く来ても10人程度。行政側から見れば、「効率が悪い」と思うのではないかと思う。自分の経験では、無料でも2年間で2人しか来なくて、それでもずっと続けて、3年目でやっと人が集まった。一方、主催者側は、最低2人は職員が必要なので、非効率との指摘もあるが、自分が被害者かどうか分からない人とか、1人で家に閉じこもってしまう人などにとって、数量で測れないが、そこにつながった人には、気づきや啓発、健康回復に非常に効果がある。また、3、4人の複数で参加してくれたら、1人ずつ面接相談をするよりずっと効果的である。自助グループやサポートグループの効用について、是非理解し、支援していただければ、定着するのではないか。

委員：自助グループについて、是非とも根気よく、支援をしていただきたい。「その施設に行けば、何か支援を得られる」という拠点に是非していただきたい。数字では測れないが、過去に講座をしていて、何年も受けて、やっと夫から逃げる決心ができた人もいる。「ここに来てくれたら、あなたの力になる」という所にしていきたい。

会長：自助グループ、サポートグループの話について、先程事務局から人口規模に関係があるという話が出たが、大きな他市の活動グループとの連携や、活動拠点の利用はされているか。

事務局：直接そのグループにコンタクトを取ったりはしていないので、他市の活動拠点の利用は把握していない。近隣他市の活動グループの案内が送られてきた際に、女性・児童センターで配架するなどの情報提供は行っている。

会長：自助グループは、活動している市内だけに限る必要はなく、他市の方であっても、たくさんの方が来てほしいのではないか。自助グループ、被害者ともにメリットがあると思うので、市外の活動グループと連携する方法を模索すべきでは。被害者は経済的な問題があって、市外に行くことが難しいのかどうか。

委員：自助グループは、規模が小さい。また、DV被害者のためのグループとは名乗っていない。いきなり問い合わせがあっても、一般には答えていないので、分からない状況にあえてしている。(自助グループには)相談を経由して行くことが多く、他市

のグループを知りたければ、他市の女性相談のところに聞いてみて、というのが一番かと思う。

会長：近隣市で活動している自助グループと連携を考えていく必要は。

委員：それは難しいと思う。DV被害者は、他市にはなかなか行かないと思う。

委員：自分が相談した相談員が、関わっている方に行くので。その方が安心できる。

委員：「こういったことがありますよ」と伝えても、そこまでのステップが、なかなか時間もかかるし、DV被害で、(精神的に)力がなくなっているのでは(行かない)。母子生活支援施設へのデリバリーとか、受け皿を作っておいて、「こういったことがあるよ」という周知が大事である。相談員との信頼関係作りにも、時間がかかる。また、生活保護の方であれば、そこまで行く交通費がないというものもある。

委員：活動してくれる人が見つかった時に、支援していくということが、いいとは思いますが、その後、3人くらいが繋がったら、あとは安定して開催できるのではないかと思います。

委員：被害者には、行っていることを知られたくないという思いがある。知り合いに会うと無理。被害者に対して、たくさんの方が連携してサポートして、まだ被害者だと気づいていない人や、被害者であることに気づいて、フラッシュバックにあっている人、それを乗り越え、調停や裁判を経て、「私できる」と思えるようになった人、次の居宅を考えられるようになった人、といったいろんな人がある。それぞれにマッチしたサポートを用意していくのは、大変だと思うが、ぜひやっていただきたい。

委員：施設でもそうだと思うが、先に経験した先輩が話すことが、参考になる。「そういえば、あの時…」みたいなことがすごくいい作用になる。

■計画の進捗評価への質問と今後の検討テーマについて

会長：資料1-3の「○、×、△」について、今後の計画では、「×、△」を主に見ていくということだが、「○、×、△」のチェックはどのような方がされているのか。

事務局：それぞれの課から報告様式を提出してもらい、1つの取り組み項目に多くの課がまたがるため、事務局側が市全体としてバランスをみながら、「○、×、△」の評価

案を作成している。毎年、11月頃にDVネットワークの主管者会で評価案を提示して、関係機関の了承を得てから、公表している。

平成30年度については、精査中のため、あくまで事務局で暫定案を作成している。

副会長：具体的な取り組みは、集約するということだが、「○」も項目として載せるのか。

事務局：項目に載せないものについても、計画担当課には、計画を周知する際に、この項目の意味は、こういったことですよ、引き続きやってくださいと伝えていきたい。

副会長：この年度できたからいいやとなつて、2～3年後できなくなっていたということがないようにお願いしたい。

副会長：会議を効率化のために、次回までに、委員が検討すべき事項や課題などを事前に教えてほしい。

事務局：それぞれの委員の仕事関連の専門分野を見ていただきたい。もちろん全体的な面でもみていただきたいが、事前にメールでお知らせする。

委員：母子の方は、今は手当関係で生活できるが、18歳で手当が切れることを意識していないので、その後の生活を当事者は考えていない。これは国全体の問題になってくるが、生活保護世帯は減らない、むしろ今後も増えるという危機感を持ってほしい。

会長：中・高・大学生へのデートDVへの啓発について、資料4の市民意識調査結果のP121のデートDVの認知度で、年齢別のパーセントで、「内容までよく知っている」の回答者が3人に1人くらいしかいないというのが分かる。やはり早い段階での啓発というのは大事だと思う。

例えば、他市で、10代の若い人たちからアンケートを取れるように工夫したが、明らかに高校生達は、明らかにデートDVを知らないという結果が出た。

どうやって、啓発していくかというのが大事である。実際に、高校生に啓発したということだが、どうやって行ったのか。

事務局：女性・児童センターと市立伊丹高校が連携し、毎年1回、2年生全員を対象に講演会を継続して行った。それ以外にも、伊丹警察と市立伊丹高校の一部有志の生徒とで街頭啓発を行っている。

また、県の教育委員会作成の「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向け

て」(改定版)という資料があり、その指導案の中にデートDVについての記載がある。市の教育委員会事務局とも連携していければと考えている。

委員：自分が関わっている神戸のNPOでは、兵庫県だけでなく、大阪府や滋賀県などで、高校生、大学生と、今は中学生にも、計約20万人以上に、デートDV防止の授業をした。市内では、毎年、北高、西高の2年生に、デートDVの防止プログラムを行っている。一昨年、人権教育指導員として、中学校2校の保護者にも、デートDVの防止プログラムを行った。

会長：それでは、今後ご協力のほどお願いしたい。

各委員の方は、お配りしている(資料キ)の用紙、もしくは事務局からメールでお送りする様式等で、必要と思われる事項、ご意見をお書きいただき、6月21日(金)までに事務局へ提出いただきたい。

(2) その他

(各委員、特になし)

10 次回の日程について

(事務局より説明)

11 その他連絡事項

会長：本日は、4年間の振り返りも含め、伊丹市が抱える現状と課題について、さまざまな見地からご意見がいただけたと思う。

次回は、本日の意見を踏まえ、事務局から提示される追加資料をもとに、次期計画に特に追加で盛り込む議題について、審議を行いたい。

12 閉会

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和元年(2019)年 9月 9日

署名委員 石 崎 和 美

署名委員 加 藤 伊 都 子